

愛知県公報

発行 / 愛知県 編集 / 総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

公安委員会規則

銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項又は第十二条の三の診断を行う医師の指定等に関する規則の一部を改正する規則	第3号	(保安課)	190
---	-----	-------	-----

告示

計量器の定期検査の実施	第129号	(商業流通課)	190
ふ化業者の登録	第130号	(畜産課)	190
都市計画緑地事業の認可 (名古屋都市計画緑地事業第124号長湫南部1号緑地)	第131号	(公園緑地課)	191
都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (西三河都市計画下水道事業幸田公共下水道(矢作川処理区))	第132号	(下水道課)	191
都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (西三河都市計画下水道事業幸田公共下水道(南部処理分区))	第133号	(同)	191
愛知県流域下水道条例第5条に規定する一般利用施設	第134号	(同)	191
道路の区域の変更	第135号	(道路維持課)	191
道路の供用の開始	第136号	(同)	192
車両制限令第3条第1項第2号イの規定に基づく道路の指定	第137号	(同)	192
通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路の指定等	第138号	(同)	193
急傾斜地崩壊危険区域の指定の一部改正	第139号	(砂防課)	194

公告

大規模小売店舗の新設の届出	(商業流通課)	194
第二種大規模小売店舗立地法特例区域の指定	(同)	195
前期技能検定の実施	(就業促進課)	195
随時3級、基礎1級及び基礎2級技能検定の実施	(同)	197
公共測量の終了	(用地課)	198
土地区画整理組合の理事の氏名及び住所	(都市整備課)	198
開発行為の許可に基づく工事完了	(建築指導課)	198
土地収用法による収用の裁決手続開始の決定	(収用委員会事務局)	199

公安委員会規則

銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項又は第十二条の三の診断を行う医師の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二日

愛知県公安委員会委員長 松原 彰雄

愛知県公安委員会規則第三号

銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項又は第十二条の三の診断を行う医師の指定等に関する規則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項又は第十二条の三の診断を行う医師の指定等に関する規則（平成二十一年愛知県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項及び第二項の表中「第八条第十六項」を「第五条の二」に改める。

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

告 示

愛知県告示第129号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、計量器の定期検査を次のように実施する。

なお、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定による計量器の所在の場所で行う定期検査は、各区域ともそれぞれ検査期日後60日以内に実施する。

平成24年3月2日

愛知県知事 大村 秀章

1 定期検査日程

区 域	検 査 期 日	受 付 時 間	検 査 会 場
津島市	平成24年4月11日（水）	午前10時から正午まで 午後1時から午後3時まで	津島市役所
同	同 4月12日（木）	同	同
同	同 4月13日（金）	同	同
海部郡大治町	同 4月17日（火）	同	大治町公民館
あま市	同 4月24日（火）	同	あま市役所七宝庁舎
同	同 4月25日（水）	同	あま市甚目寺公民館
同	同 4月26日（木）	同	あま市役所
海部郡蟹江町	同 5月14日（月）	同	蟹江町役場
同	同 5月15日（火）	同	同
弥富市	同 5月16日（水）	同	弥富市役所
同	同 5月17日（木）	同	弥富市役所鍋田支所
同	同 5月18日（金）	同	弥富市役所十四山支所
海部郡飛島村	同 5月21日（月）	同	飛島村役場
愛西市	同 6月5日（火）	同	愛西市役所
同	同 6月6日（水）	同	愛西市役所佐織庁舎
稲沢市	同 6月11日（月）	同	稲沢市役所
同	同 6月12日（火）	同	同
同	同 6月13日（水）	同	同
同	同 6月14日（木）	同	同

2 定期検査対象特定計量器

質量計（計量法施行令（平成5年政令第329号）第2条第2号に掲げるもの。ただし、自重計を除く。）で取引又は証明に使用するもの

3 定期検査実施機関

愛知県指定定期検査機関 社団法人愛知県計量連合会

愛知県告示第130号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定に基づき、次のようにふ化業者の登録をした。

平成24年3月2日

愛知県知事 大村 秀章

登 録 番 号	ふ化業者の名称及び住所	ふ化場の名称及び所在地	登 録 年 月 日
23東農第3534号	株式会社スリーエム 豊川市篠田町市道3番地の2	株式会社スリーエム 豊川市篠田町市道3番地の2	平成 24.2.2

23尾農第2373号	有限会社稲垣種鶏場 春日井市桃山町2丁目81番地	有限会社稲垣種鶏場 春日井市桃山町2丁目81番地	同 2.18
------------	-----------------------------	-----------------------------	--------

愛知県告示第131号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業を次のように認可した。
平成24年 3月 2日

愛知県知事 大村 秀章

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の縦覧場所
長久手市	名古屋都市計画緑地事業第124号長湫南部1号緑地	平成24年3月2日から 平成27年3月31日まで	収用の部分 長久手市根嶽、市ヶ洞及び丁子田地内 使用の部分 なし	長久手市役所

愛知県告示第132号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

平成24年 3月 2日

愛知県知事 大村 秀章

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の縦覧場所
幸田町	西三河都市計画下水道事業幸田公共下水道（矢作川処理区）	平成4年8月26日から 平成29年3月31日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし	幸田町役場

愛知県告示第133号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

平成24年 3月 2日

愛知県知事 大村 秀章

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の縦覧場所
幸田町	西三河都市計画下水道事業幸田公共下水道（南部処理分区）	昭和61年12月12日から 平成29年3月31日まで	収用の部分 なし 使用の部分 なし	幸田町役場

愛知県告示第134号

愛知県流域下水道条例（昭和55年愛知県条例第1号）第5条の規定に基づき、一般利用施設を次のように定め、平成24年4月1日から施行する。

なお、平成20年愛知県告示第115号（愛知県流域下水道条例第5条に規定する一般利用施設）は、平成24年3月31日限り廃止する。

平成24年 3月 2日

愛知県知事 大村 秀章

名称	位置	区	域	供用開始の期日
五条川左岸浄化センター一般利用施設	小牧市	別紙図面のとおり		平成14年4月1日
新川東部浄化センター一般利用施設	北名古屋市	別紙図面のとおり		平成20年3月31日
境川浄化センター一般利用施設	刈谷市	別紙図面のとおり		平成24年4月1日

（「別紙図面」は省略し、愛知県建設部下水道課及び関係建設事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

愛知県告示第135号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年 3月 2日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	道 路 の 区 域			
		新旧別	区 間	敷地の幅員	延 長
県 道	豊田一色線	旧	西尾市深池町東浦16番1地先から同五六1番2地先まで	8.2 ~ 22.6 ^m	0.208 ^{km}
		新	同	18.0 ~ 22.6	0.208
	岡崎半田線	旧	岡崎市北本郷町字川田6番1地先から同字御用田25番1地先まで	8.2 ~ 10.0	0.023
		新	同	8.2 ~ 10.1	0.023
	名古屋半田線	旧	東海市加木屋町白拍子115番2地先から同113番4地先まで	11.3 ~ 28.0	0.028
		新	同	13.8 ~ 29.8	0.028
	境政成新田蟹江線	旧	弥富市鍋田町六野16番1地先から同境町232番2地先まで	25.0 ~ 48.4	1.009
		新	弥富市鍋田町六野16番1地先から同境町19番地先まで	23.0 ~ 50.4	1.446
	給父清須線	旧	あま市方領七ノ坪588番1地先から同東七之坪62番1地先まで あま市方領屋敷92番地先から同東七之坪62番1地先まで	A 14.0 ~ 27.0 B 2.4 ~ 5.0	0.100 0.122
		新	あま市方領七ノ坪588番1地先から同東七之坪62番1地先まで	A 13.5 ~ 24.0	0.100
	名古屋豊山稲沢線	旧	北名古屋市鍛冶ケ一色村内東76番地先から同村内西135番地先まで	8.0 ~ 11.5	0.190
		新	同	8.5 ~ 20.0	0.190
	大府常滑線	旧	常滑市久米字西前田39番1地先から同金山字大曾201番地先まで	12.9 ~ 26.6	0.162
		新	同	13.5 ~ 28.7	0.162
東大見岡崎線	旧	岡崎市米河内町字本坂1番地先	7.6 ~ 9.0	0.006	
	新	同	9.0	0.006	

備考 A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

愛知県告示第136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年 3 月 2 日

愛知県知事 大 村 秀 章

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道	151号	新城市八束穂字宮下546番1地先から同558番12地先まで	平成24年 3 月 2 日
県 道	豊田一色線	西尾市深池町東浦4番1地先から同五六1番2地先まで	
	岡崎半田線	岡崎市北本郷町字川田9番地先から同字御用田25番1地先まで	
	給父清須線	あま市方領七ノ坪595番3地先から同東七之坪62番1地先まで	

愛知県告示第137号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のように指定する。

平成24年 3月 2日

愛知県知事 大村 秀章

路線名	指定する道路の区間	指定する期日
一般国道366号	知多郡東浦町緒川字下家左川55番4地先から大府市横根町池下124番1地先まで	平成24年4月1日
県道半田常滑線	半田市川崎町四丁目1番2地先から同有楽町二丁目45番5地先まで	
県道半田南知多線	半田市十一号地1番15地先から知多郡武豊町字七号地5番3地先まで	
県道名古屋半田線	東海市名和町日向根32番1地先から同加木屋町腹太52番2地先まで	
県道名古屋中環状線	東海市新宝町31番地先	

愛知県告示第138号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のように指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のように定める。

平成24年 3月 2日

愛知県知事 大村 秀章

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道366号	知多郡東浦町緒川字下家左川55番4地先から大府市横根町池下124番1地先まで
県道半田常滑線	半田市川崎町四丁目1番2地先から同有楽町二丁目45番5地先まで
県道半田南知多線	半田市十一号地1番15地先から知多郡武豊町字七号地5番3地先まで
県道名古屋半田線	東海市名和町日向根32番1地先から同加木屋町腹太52番2地先まで
県道名古屋岡崎線	刈谷市井ヶ谷町沼田23番1地先から豊田市高丘新町天王83番1地先まで
県道名古屋中環状線	東海市新宝町31番地先
県道豊田安城線	岡崎市橋目町字御小屋西28番2地先から安城市尾崎町追池52番5地先まで
県道小口名古屋線	丹羽郡大口町上小口三丁目1番1地先から同中小口三丁目61番1地先まで
県道草井羽黒線	丹羽郡扶桑町大字高木字桜木526番地先から同大字高雄字定光寺112番3地先まで
県道岡崎豊明線	岡崎市岩津町川畔33番3地先から豊田市上郷町三丁目1番1地先まで

2 指定する期日

平成24年 4月 1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

愛知県告示第139号

平成7年愛知県告示第705号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成24年 3月 2日

愛知県知事 大村 秀章

第2項を次のように改める。

2 豊田市久木町槇林区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から9号までを順次結んだ線、標柱9号と10号を市道足助久木山ノ神線官民境界線に沿って結んだ線、標柱10号から17号までを順次結んだ線及び標柱17号と1号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市	町	地番	標柱番号
豊田	久木	細久後 15	1号
同	同	同 14	2号
同	同	同 28 - 4	3号
同	同	菅ノ草 24	4号
同	同	同 31 - 3	5号
同	同	槇林 5 - 1	6号
同	同	東洞 37 - 1	7号
同	同	同 35	8号
同	同	同 44 - 4	9号
同	同	細久後 19 - 1	10号
同	同	屋毛 17	11号
同	同	同 12 - 4	12号
同	同	同 12 - 3	13号
同	同	同 5	14号
同	同	同 4	15号
同	同	同 3 - 1	16号
同	同	同 1 - 1	17号

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べるができる。

平成24年 3月 2日

愛知県知事 大村 秀章

- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社バロー
岐阜県恵那市大井町180番地の1
代表取締役 田代 正美
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）バロー蟹江店
海部郡蟹江町大字西之森字長瀬下65番3ほか9筆
- 大規模小売店舗の新設をする日
平成24年 9月28日
- 大規模小売店舗の概要

届 出 事 項	概 要	
小売業を行う者	氏 名 又 は 名 称	株式会社バロー
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 田代 正美
	住 所	岐阜県恵那市大井町180番地の1
	そ の 他 小 売 業 を 行 う 者	なし
店 舗 面 積 の 合 計	1,425m ²	

施設の配置に関する事項	駐 車 場	位 置	縦覧による
		収容台数	100台
	駐 輪 場	位 置	縦覧による
		収容台数	42台
	荷さばき施設	位 置	縦覧による
		面 積	150m ²
廃棄物等の保管施設	位 置	縦覧による	
	容 量	50.4m ³	
施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の開店時刻		午前9時
	小売業を行う者の閉店時刻		午後9時30分
	来客が駐車場を利用することができる時間帯		午前8時30分から午後10時まで
	駐車場の自動車の出入口	数	7箇所
		位 置	縦覧による
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		午前6時から午後10時まで

5 届出の日

平成24年 1月27日

6 届出等の縦覧場所

愛知県産業労働部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1 - 2）

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成24年3月2日（金）から平成24年7月2日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

8 意見書の提出期限及び提出先

平成24年 7月 2日（月）

愛知県産業労働部商業流通課

中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第55条第1項の規定に基づき、第二種大規模小売店舗立地法特例区域を次のように定めた。

平成24年 3月 2日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 県道143号豊橋停車場線並びに豊橋市道上传馬町・駅前大通2号線、広小路2号線及び関屋町・駅前大通10号線で囲まれた区域
- 2 県道143号豊橋停車場線並びに豊橋市道駅前大通・東小田原町6号線、駅前大通3号線、駅前大通・東小田原町5号線、駅前大通4号線及び駅前大通15号線で囲まれた区域
- 3 豊橋市花田町字西宿無番地の一部
- 4 豊橋市道大橋通・萱町15号線、松葉町・駅前大通4号線、広小路1号線及び松葉町・広小路8号線で囲まれた区域

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定によって、平成24年度前期技能検定を次のように行います。

平成24年 3月 2日

愛知県知事 大村 秀章

1 実施等級の区分

1級、2級、3級及び単一等級

2 技能検定の方法

実技試験及び学科試験

3 試験の実施職種、実施期日等

(1) 実技試験

ア 実施職種（（ ）内は選択作業を示す。）

(ア) 1級及び2級技能検定 47職種87作業

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化处理作業及び高周波・炎熱処理作業）、粉末冶金（焼結作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、ボール盤作業、数値制御ボール盤作業、平面研削盤作業、数値制御平面研削盤作業、円筒研削盤作業、数

値制御円筒研削盤作業、心無し研削盤作業、ホブ盤作業、数値制御ホブ盤作業及びマシニングセンタ作業、放電加工（数値制御形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（製缶作業及び構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業及び打出し板金作業）、めっき（電気めっき作業）、アルミニウム陽極酸化処理（陽極酸化処理作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業及び超硬刃物研磨作業）、ダイカスト（ホットチャンバダイカスト作業及びコールドチャンバダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（変圧器組立て作業及び配電盤・制御盤組立て作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、鉄道車両製造・整備（機器ぎ装作業、内部ぎ装作業、配管ぎ装作業、電気ぎ装作業及び鉄道車両現図作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業及び家具機械加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業及び木製建具機械加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、陶磁器製造（手ろくろ成形作業）、石材施工（石張り作業）とび（とび作業）、左官（左官作業）、築炉（築炉作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、木質系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業及び吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、ウェルポイント施工（ウェルポイント工事作業）、化学分析（化学分析作業）、貴金属装身具製作（貴金属装身具製作作業）、表装（壁装作業）、塗装（木工塗装作業、建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）、写真（肖像写真デジタル作業）、商品装飾展示（商品装飾展示作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

(イ) 3級技能検定 20職種30作業

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業及びマシニングセンタ作業）、建築板金（内外装板金作業）、工場板金（曲げ板金作業及び打出し板金作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械保全（機械系保全作業及び電気系保全作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）とび（とび作業）、左官（左官作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業）、塗装（金属塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）、舞台機構調整（音響機構調整作業）、商品装飾展示（商品装飾展示作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

(ウ) 単一等級技能検定 3職種4作業

路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカ－工事作業及び加熱ペイントマシンマーカ－工事作業）、塗料調色（調色作業）及び産業洗浄（高圧洗浄作業）

イ 実施期日

平成24年6月4日（月）から平成24年9月9日（日）までの間で愛知県職業能力開発協会が指定する日に行います。

ウ 実施場所

愛知県職業能力開発協会から通知します。

エ 受検手数料

学生及び生徒が3級を受ける場合 全職種 11,000円
その他の場合 全職種 16,500円

(2) 学科試験

ア 実施職種及び実施期日

実 施 職 種	実 施 期 日
3級 園芸装飾、造園、鋳造、機械加工、建築板金、工場板金、めっき、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、とび、左官、ブロック建築、内装仕上げ施工、塗装、広告美術仕上げ、舞台機構調整、商品装飾展示及びフラワー装飾	平成24年7月22日（日）
1級及び2級 造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、築炉、防水施工、サッシ施工、化学分析及び塗装 3級 金属熱処理 単一等級 産業洗浄	平成24年8月19日（日）
1級及び2級 粉末冶金、機械加工、鉄工、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工、貴金属装身具製作、広告美術仕上げ及び商品装飾展示	平成24年8月26日（日）

1級及び2級 写真	平成24年 8月29日(水)
1級及び2級 園芸装飾、鋳造、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立 て、鉄道車両製造・整備、陶磁器製造、石材施工、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施 工、ウェルポイント施工、表装及びフラワー装飾 単一等級 路面標示施工及び塗料調色	平成24年 9月 2日(日)

イ 実施場所
愛知県職業能力開発協会から通知します。

ウ 受検手数料
全職種 3,100円

4 技能検定受検申請書

- (1) 配布場所
愛知県職業能力開発協会及び各県民生活プラザ
- (2) 提出先
愛知県職業能力開発協会技能検定課
名古屋市西区浅間二丁目 3 - 14 (郵便番号451 - 0035)
電話 (052) 524 - 2034
- (3) 受付期間
平成24年 4月 9日(月) から平成24年 4月18日(水) まで(日曜日及び土曜日を除く。)
- (4) その他
実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格のある人は、3に掲げる実施職種でない職種について受検申請ができます。

5 問合せ先

愛知県産業労働部労政担当局就業促進課産業人材育成室人材育成・技能振興グループ
名古屋市中区三の丸三丁目 1 - 2 (郵便番号460 - 8501)
電話 (052) 954 - 6365
愛知県職業能力開発協会技能検定課

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定によって、平成24年度随時3級、基礎1級及び基礎2級技能検定を次のように行います。
平成24年 3月 2日

愛知県知事 大村 秀章

1 技能検定の方法

実技試験及び学科試験

2 試験の実施職種、実施期日等

(1) 実技試験

ア 実施職種(()内は選択作業を示す。)

(7) 随時3級技能検定 53職種84作業

さく井(パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業)、鋳造(鋳鉄鋳物鋳造作業、銅合金鋳物鋳造作業及び軽合金鋳物鋳造作業)、鍛造(ハンマ型鍛造作業及びプレス型鍛造作業)、機械加工(普通旋盤作業及びフライス盤作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(ダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、めっき(電気めっき作業及び溶融亜鉛めっき作業)、アルミニウム陽極酸化処理(陽極酸化処理作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダイカスト(ホットチャンバダイカスト作業及びコールドチャンバダイカスト作業)、機械保全(機械系保全作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、染色(糸浸染作業及び織物・ニット浸染作業)、ニット製品製造(丸編みニット製造作業及び靴下製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服製造作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、寝具製作(寝具製作作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、紙器・段ボール箱製造(印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業及び段ボール箱製造作業)、印刷(オフセット印刷作業)、製本(製本作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業及びブロー成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石材加工作業及び石張り作業)、パン製造(パン製造作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業及びプラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工

(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及びカーテン工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、ウェルポイント施工(ウェルポイント工事作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業)及び工業包装(工業包装作業)

(イ) 基礎1級及び基礎2級技能検定 53職種

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

イ 実施期日及び実施場所

別に愛知県職業能力開発協会が指定します。

ウ 受検手数料

全職種 16,500円

(2) 学科試験

ア 実施職種

(1)アで定めた全職種について行います。

イ 実施期日及び実施場所

別に愛知県職業能力開発協会が指定します。

ウ 受検手数料

全職種 3,100円

3 技能検定受検申請書

(1) 配布場所及び提出先

愛知県職業能力開発協会技能検定課

名古屋市西区浅間二丁目3-14(郵便番号451-0035)

電話(052)524-2034

(2) 受付期間

随時

(3) その他

随時3級の試験については、受検しようとする職種に係る基礎1級又は基礎2級に合格した者に限り受検することができます。

4 問合せ先

愛知県産業労働部労政担当就業促進課産業人材育成室人材育成・技能振興グループ

名古屋市中区三の丸三丁目1-2(郵便番号460-8501)

電話(052)954-6365

愛知県職業能力開発協会技能検定課

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、名古屋市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があった。

平成24年3月2日

愛知県知事 大村 秀章

測 量 地 域	測 量 期 間	測 量 方 法
名古屋市千種区平和公園二丁目	平成23年11月1日から 平成24年1月31日まで	公共測量(2級基準点測量及び4級水準測量)
名古屋市緑区大高町字大根山	平成23年11月1日から 平成24年1月31日まで	公共測量(1級基準点測量及び1級水準測量)

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定に基づき、長湫中部土地区画整理組合から退任した理事の氏名及び住所の届出があった。

平成24年3月2日

愛知県知事 大村 秀章

青山 浩 長久手市先達508

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の工事は完了した。

平成24年3月2日

愛知県知事 大村 秀章

許可番号	許可年月日	検査済証 交付年月日	申請者氏名	申請者住所	開発地域の名称	開発区域 の面積
23知建 59-26	平成 23.8.30	平成 24.2.9	竹内 林	知多市岡田字向屋敷11	知多市岡田字向田56	667.10 ^{m²}
23知建 59-38	23.11.7	24.2.17	みゆき不動産 林 光男	一宮市北神明町 4 - 36	知多郡武豊町字道仙田30 - 1	2,221.47
23知建 59-42	23.11.24	24.2.21	伊藤 勇一	常滑市小倉町 6 - 9	常滑市金山字西岨36 - 6	205.13
23東建 61-12	23.11.2	24.2.22	愛静東海株式会社 代表取締役 町 信雄	豊橋市東田町字井原16 - 1	蒲郡市豊岡町満土呂15 - 4 ほか27筆	8,002.21

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定に基づき、次のように収用の裁決手続の開始を決定した。

平成24年 3月 2日

愛知県収用委員会

- 1 起業者の名称
名古屋市
- 2 事業の種類
名古屋市計画公園事業 4・4・6号川名公園
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在
名古屋市昭和区花見通一丁目
- 4 裁決手続の開始を決定した土地の地番、地目、地積等

地番	地目		地積 (m ²)		収用しようとする土地 の面積 (m ²)
	公簿	現況	公簿	実測	
44番 5	宅地	宅地	102.24	102.59	102.59

- 5 土地所有者の氏名及び住所
神本 倫辰
名古屋市昭和区花見通 1 丁目44番地の 5
- 6 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 7 裁決手続開始決定年月日
平成24年 2月23日

